

平成 29 年度第 2 回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会・児童育成部会合同部会
＜議事録＞

日 時：平成 29 年 11 月 30 日（木）19 時
場 所：帯広市保健福祉センター2 階多目的ホール

（会議次第）

1. 開 会

2. 会 議

- (1) 平成 29 年度第 1 回 障害者支援部会・児童育成部会合同部会の議事録確認
- (2) 第五期帯広市障害福祉計画（骨子案）について
- (3) その他

3. 閉 会

（委員・専門委員）

○出席（15 名）

（障害者支援部会 6 名）

細川委員、畠中委員、鈴木委員、松下委員、山本専門委員、白木専門委員

（児童育成部会 9 名）

村上委員、真井委員、成田委員、松田委員、山口委員、伊賀専門委員、中岡専門委員、
宮崎専門委員、鈴木専門委員

○欠席（5 名）

（障害者支援部会 4 名）

田中委員、眞田専門委員、丸山専門委員、坂村専門委員

（児童育成部会 1 名）

佐藤専門委員

（事務局）

○障害福祉課

稻葉障害福祉課長、山本知的障害者福祉司兼身体障害者福祉司、尾上計画推進係長、
小室計画推進係主任

○子育て支援課

須永子育て支援課長、佐藤課長補佐、遠藤課長補佐

(議事録)

1. 開 会

○事務局

皆様お晩でございます。寒い中ありがとうございます。定刻となりましたので、第2回障害者支援部会・児童育成部会合同部会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、障害者支援部会の田中委員、丸山専門委員、坂村専門委員、児童育成部会の佐藤専門委員から、事前に欠席の連絡をいただいております。この他、障害者支援部会の眞田専門委員様、児童育成部会の宮崎専門委員がまだお見えではありませんが、委員・専門委員20名中、現在14名の方が出席されておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

会議に入る前に、本日の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付させていただいた資料としまして、

・会議次第

- ・資料1 第1回障害者支援部会・児童育成部会合同部会 議事録
 - ・資料2 第五期帯広市障害福祉計画（骨子案）
 - ・参考資料 第五期帯広市障害福祉計画及び第一期帯広市障害児福祉計画の策定に向けたアンケート調査等集計・分析報告
- を送付しております。

なお、本日机上におかさせていただきました

- ・北海道ヘルプマーク・ヘルプカード配布ガイドラインもございます。

不足しているものはありませんか。

それでは、会議に入りたいと思います。細川部会長様、議事の進行をよろしくお願いします。

2. 会 議

○部会長

それでは、会議に入らせていただきます。

議題の(1)、平成29年度第1回 障害者支援部会・児童育成部会合同部会の議事録確認ですが、今年8月29日に行われた会議の議事録をご確認いただいた結果をお聴きしたいと思います。

この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定となっておりますが、議事録につきまして、皆様方から訂正箇所、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

<質問等なし>

それでは本件につきましては、資料1のとおり確認し、このとおり公開させていただきます。

それでは次に、第五期帯広市障害福祉計画（骨子案）につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局

第五期帯広市障害福祉計画（骨子案）について説明させていただきます。まず、1番の計画策定の背景と趣旨についてですが、この第五期帯広市障害福祉計画（以下「本計画」）は障害のある人が、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスや相談支援、地域生活支援などが計画的に提供されるよう、数値目標やサービス量を見込み、確保するための方策を定めるものです。また、法改正によりまして策定が義務付けられました障害児福祉計画につきましては、従来の障害福祉計画に障害児支援が含まれていますことから、本計画を一体的に策定するものです。なお、8月の合同部会では、両計画名を掲示してございましたが、今回から一本化してございます。

2番です。本計画は、第六期総合計画の分野計画である障害者計画の施策の展開方向のうち、生活支援に関する事項を具体的に規定するものです。なお、本計画は障害児福祉計画としての性格を持つものとし、おびひろこども未来プランの基本的視点を踏まえ、支援の方策等を規定するものです。国の基本指針を踏まえ、北海道の計画と調和を保ちながら策定してまいります。

3番です。計画の期間は平成30年度からの3年間とし、計画策定に向けた取り組みの視点として4点をあげてございます。進捗状況の分析評価、課題の整理、課題を踏まえたサービス基盤整備に対する取り組みの推進、そして、最終年度における数値目標等を設定してまいります。障害のある人及びサービス量につきましては、右の方にグラフでお示ししてございますが、帯広市の人口は平成12年をピークに減少局面にある中、障害のある人は増加傾向にあり、障害のある人もその家族も高齢化が進んでおります。平成28年度のサービス利用者数は平成18年度の約2.85倍となっております。障害児通所支援事業所の増加などにより、平成28年度の障害児サービスの利用者数は、平成24年度の約1.48倍となっております。裏面になります。5番の数値目標の達成状況ですが、施設を退所して地域で生活できる人が増えておりますが、重度の障害がある方など、退所困難な方が一定数いるため、施設入所者の地域移行は目標達成が難しい状況となってございます。「施設入所者数」は死亡や入院などの退所者数が新規入所者数を上回っているため、目標達成が見込まれています。

一般就労への移行者数は、就労支援事業所の増加などにより、平成27年度は39名の実績となってございます。なお、(3)の精神障害者の地域移行につきましては、北海道による市町村別統計が廃止されましたことから、実績値の把握が出来ない状況でご

ざいます。

6番の課題につきましては、地域生活へ移行するための受け皿の確保、相談支援体制等の整備、高齢化・重度化や親亡き後を見据えた体制の整備、強度行動障害のある児童への支援体制の整備等をあげてございます。

7番です。障害のある人が、障害のない市民と同じように暮らすことのできる社会の実現を目指すほか、各種サービスの提供体制を計画的に確保してまいります。

8番の重点項目は、「地域生活への移行促進」、「就労支援の強化」、「相談支援体制の充実」、「発達支援体制の充実」この4点としてございます。

9番の最終年度における数値目標と取り組み内容についてでございますが、項目の1番目の「施設入所者の地域生活への移行」と2番目の「施設入所者数の削減」4番目の「一般就労への移行者数」の3つの目標値につきましては、それぞれ9%、2%、1.5倍という数値をあげてございますが、この目標値の割合等につきましては、現在、国の指針等のとおり基本的な数値を記載してございます。今後、北海道から道全体における目標が示される予定でございますので調整しながら設定してまいります。

10番です。訪問系サービスなど6つの種別ごとにそれぞれ計画してございますが、こちらも現在調整中であります。

11番の計画の推進体制でございますが、健康生活支援審議会の合同部会において本計画の進捗状況の評価を行うほか、地域自立審議協議会との意見や情報交換等を行い、北海道や関係機関と連携して取り組んでまいります。なお、8月の合同部会でアンケート調査の速報値を報告してございますが、その最終報告を参考資料として配布してございますのでそちらの方の説明に移っていきたいと思います。1ページ目の目次をご覧下さい。

第1章アンケート調査・集計分析ですが、第1節のアンケート調査の概要から第2節アンケート調査結果集計・分析の1番の集計方法まではすでに速報値の中で、基本的なことはお伝えしてございます。

第2節2番のアンケート調査結果集計についてですが、4ページをご覧下さい。こちらの方は各設問ごとに細かく集計しました数字がのってございます。たとえば、1番上の「お答えいただくのはどなたですか」の問い合わせに対して、合計値で本人は232人とありますが、この232人の内訳をそれぞれ「身体」、「療育」、「精神」、「重複」、「児童」の方々に答えていただくといった細かい集計となってございます。

次に21ページをご覧下さい。A3のものを折りたたんでございますが、こちらの方は今回の集計プラス前回の第四期の際のアンケート調査の数値も横並びに載ってございます。今回と前回を見比べることができるよう集計してございます。

次に41ページをご覧下さい。ここからは、アンケートの調査結果分析となってございます。41ページから53ページにかけて各設問ごとの回答状況について記載してございます。41ページでは回答者の概況についてですが、回答者は「本人」が最も多く

232名、次いで「本人の家族」126名となっております。「身体」「精神」は「本人」の回答率が高く、「療育」「重複」「児童」は「本人の家族」が回答していることが高くなっています。下にいきまして、(2)居住環境・生活状況につきましては、家族と暮らしている人が最も多く350名、一人で暮らしている人は58名、グループホーム・福祉施設で暮らしている人は39名います。生活に必要な介助の状況について全体を通して、全ての項目に「ひとりでできる」と回答した方が多くございました。その中でも「買い物や通院などの外出」は介助が必要と答えた方が206名に上り、介助の必要性が高くなっています。

次に、44ページの(3)福祉サービスや相談支援の利用についてまとめてございます。利用サービスの種別は、計画相談支援70名、日中一時支援53名、就労継続支援48名、移動支援32名、居宅介護31名の順で利用率が高くなっています。

45ページの下段にいきます。(4)障害者理解(ノーマライゼーション)や権利擁護につきましては、ノーマライゼーションについて「わからない」と答えた方が136名、「広がっていない」が113名、「どちらともいえない」が112名となっております。その合計が361名と8割近くを占めており、第四期の結果とほぼ変わらない数値となってございます。ノーマライゼーションがあまり広がっていないという数値となっております。

46ページの下にいきまして、(5)社会参加と地域での生活につきましては、外出時に困ることとして、全体的に回答が多いのは「冬季の道路の凍結」192名で、分類的にみますと、「身体」は段差や建物の手すり等ハード面に関するが多くございました。「療育」「児童」は、「人と話すことが難しい」「周囲の人に頼みごとをするのが難しい」「障害に対する周囲の理解がない」というソフト面に関する回答が多くございました。「精神」は、「人と話すことが難しい」「人目が気になる」という回答が多く、その特性の違いから困りごとも多様であることが読みとれます。この傾向は、第四期とあまり変わらない状況でございました。

48ページにいきます。(6)福祉サービスの充実につきましては、サービスを利用している人は265名であり、第四期とほぼ同様の結果となってございます。分類別では、「身体」は半数近く136名がサービスを利用していない一方、その他の分類では8~9割が何らかのサービスを利用しておられ、サービスの量につきましては、利用している人の177名が「満足している」「おおかた満足している」と回答しております。サービスの質につきましては、無回答を除く290名の回答者のうち174名が「満足している」「おおかた満足している」と回答しております。一方、回答者の30名はサービスの質に「満足していない」「不満である」と回答しており、その理由として、「サービスの内容が希望や適性に合っていない」との回答が多くございました。

(7)子育て支援の充実につきましては、子育て支援についてどの項目も7割近くが「利用していない」という回答となってございます。「利用している」が高かったのは、

「保育所」8名、「地域子育て支援センター」7名「児童保育センター」4名の順となってございます。今後、利用したい率が高かったのは「保育所」6名で、どの項目も5割程度が「利用の予定はない」と回答しております。

(8) 就労支援の充実につきましては、就労支援に重要なものとして、「企業側への周知」126名、「企業、上司、同僚の理解」105名、「雇用の場の確保、拡充」100名の回答率が高くなっています。第四期と比べ、「企業側への周知」の重要度が増しております。また、「企業、上司、同僚の理解」については、第四期と同様に「療育」「児童」において重要度が高い結果となっております。

(9) 災害発生時の避難についてです。避難所までの移動につきましては、「一人で避難できる」、「一人で時間をかけなければできる」と回答している人は「身体」151名、「精神」21名となっております。一方、何らかの理由で、「一人で避難できない」と回答している人は「療育」33名、「重複」10名、「児童」54名と割合が高くなっています。障害の特性によって支援の度合いが異なることが読み取れます。

(10) 帯広市のまちづくりに必要なことについて、住みやすいまちづくりについて「ある程度進んだ」と思われる回答は分類によって違いが生じてございます。回答数が多かった項目は記載の通りとなってございますのでお読みください。

50ページにいきます。中段の「今後重点的に進めるべき」と思われるものの回答は、「専門的な人材育成・確保」109名、「教育・広報活動」107名、「入所施設や病院」107名、「地域生活支援」100名の4項目で回答数が100を超えてございます。

51ページの(11)ご意見・ご要望の自由記載でございます。1)の「支援の充実に関する事」18件、2)「環境整備に関する事」16件、3)「相談支援・情報支援に関する事」10件など53ページまで記載が続いてございます。

54ページにつきまして、自立支援協議会についてとなっており、ここでの課題・ニーズの抽出や協議会の開催内容について記載してございます。また、(1)地域生活支援会議・精神地域生活支援会議について開催概要を記載してございます。

55ページにいきまして、(2)個別支援会議・精神ケアマネジメント会議の開催概要を記載してございます。

56ページにいきまして、この協議会の課題・ニーズの抽出を行ってございますが、地域生活支援会議につきましては、今年8月24日、こども地域生活支援会議につきましては、9月13日に課題・ニーズの抽出を行ってございます。

57ページにいきまして、協議会での課題・ニーズ抽出した内容でございますが(1)社会資源の課題としては、「社会資源が不足している、短期入所が足りない」となっています。(2)の相談支援・地域連携の課題につきましては、「ワンストップの相談窓口がない」、「24時間体制の相談窓口があるとよい」、「どこにもつながらないボーダーの人の相談窓口」等があげられております。(3)家庭支援の課題におきましては、「一人親家庭・貧困家庭の増加」、「親の高齢化に伴う本人の支援体制の調整が難しくな

る」といったものや次のページにいきまして、(4)「就労支援の課題」などとなってございます。

59ページは、意見交換会での課題・ニーズ抽出でございます。今年の8月8日、9日、10日の3日間意見交換会を実施してございます。こちらの方でも社会資源の課題や相談支援・地域連携の課題、環境整備の課題など60ページにいきますと、情報発信・普及啓発の課題、災害時の課題等といったことをお話をいただいたことをまとめてございます。

61ページです。第4章で、調査等のまとめをしてございます。全体を通して、事業所が増え選択肢が充実している状況が見えます。一方、社会資源が充実しているとは言っても、依然として対応できていないニーズがございます。医療的ケア、重度心身障害、身体障害、視覚障害、強度行動障害のある人たちであり、事業所が増え選択肢が増えている中、選択肢がない状況ではないかと言えます。また、家族負担の軽減でございますが、特に、家族の緊急時やレスパイト機能の充実を求める声は随所に見られました。次に、相談支援体制に着目してでございますが、「ワンストップの相談窓口」「専門的な相談員」「継続的な相談支援」の三点がございますが、前回の第四期と似たような傾向となってございます。計画相談支援・障害児相談支援の利用率は伸びており、引き続き体制を強化していく必要があるとしています。アンケート調査では、「地域で今のまま暮らしたい」というニーズが高く見られ、障害の重度化、本人及び家族の高齢化、親亡き後の生活を見据えた支援体制の整備が必要でございます。障害者理解の普及啓発の必要性についてですが、アンケートの回答者の約半数が、障害があることにより差別や嫌な思いをした経験があると回答してございます。「障害者への理解を広めるための教育・広報活動の充実」が望まれております。

最後に、地域連携の課題についてですが、協議会・意見交換会では、当事者や家族、支援者、団体、事業所がお互いに情報交換や相談し合える体制が必要との声がございます。加えて、国的基本指針にあります施設入所者の地域生活への移行や就労支援といった課題についても、地域が連携して取り組んでいく必要がございます。以上の考察を踏まえまして、本計画の策定に向けて、次のとおり課題を整理するということで6つ項目をあげてございます。

先程ご説明させていただきました第五期帯広市障害福祉計画（骨子案）の方の「6計画策定における課題について」に記載があります。

続きまして、障害児福祉計画について子育て支援課の須永課長より補足説明をさせていただきます。

それではまた、骨子案の方を見ていただいてよろしいでしょうか。1ページの4番の「障害のある人及びサービス利用の状況」のところでは、下から2つ目、平成17年に発達障害者支援法が施行され、乳幼児健診や保育所、幼稚園、学校等での取り組みが広がり、障害の疑いのある児童を早期に支援する体制が整ってきたと状況を整理しており

ます。障害児通所支援事業所の増加などにより、平成28年度の利用者数は平成24年度の約1.48倍となっております。右側の表の「障害福祉サービス・障害児通所支援利用状況」では、障害児通所というところで児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が、平成24年と平成28年の合計数を比較すると1.48倍となっております。障害児相談支援ですが、平成28年に355の利用となっており、相談支援専門員がついていらっしゃる方の利用が徐々に広がっていると思っております。

2ページ目の課題については、下から2番目の医療ケアを必要とする障害者、障害児に対する支援体制の確保ということで、医療的ケアというのは痰吸引や経管栄養が必要という重度の障害のあるお子さん達の支援体制をもっと確保していくことが課題だと考えております。それから、強度行動障害のある児童への支援体制の整備としまして、知的障害や発達障害のある方で自傷行為が止められない、物を壊してしまうなど激しい行動になってしまう方などそういった方たちを皆で支えて行く体制を整えていかなければならぬ課題として押さえているところです。

7番目「基本方針」のところでは、発達の遅れや障害のある子どもが健やかに育つために、発達支援の充実を図っていくことや障害のある子どもや家族を支援するため、子育て一般施策として、保育所や幼稚園、一時保育などを含めたサービスの提供体制を計画的に確保することが今後、必要なことと考えております。重点目標としては、発達支援の充実として、9番「数値目標」の「障害児支援の提供体制の整備等」で、居宅訪問型児童発達支援事業所を平成32年までに1箇所確保することをあげています。居宅訪問型児童発達支援事業所とは、人口呼吸器とかそういう医療的ケアで、なかなか外出が難しいお子さんがいらっしゃいます。そうしたお子さんに対して自宅に行って発達支援をする事業を32年度までには何とか1箇所確保したいと考えているところです。重症心身障害児（医療的ケア児も含む）支援及び強度行動障害のある児童への支援に関する協議の場を設置すること。そこも必要な課題と考えているところでございます。

10番目の（5）障害児支援については、充実を図っていきたい。まだ必要ということで見込み量も増加しているところでございます。障害児福祉計画については以上です。

障害者のところで説明が1点もれたところがございました。骨子案の9番の数値目標と取り組み内容ですが、3番目の地域生活支援拠点の整備について説明を忘れていました。これは居住支援機能ですか地域支援機能を面的に支援する体制を整備することと考えございます。障害者の高齢化・重度化、親亡き後を見据えた支援といたしまして、既存の社会資源を結び付けるコーディネート機能などを強化してまいりたいと考えございます。追加の説明は以上でございます。

○部会長

只今、第五期帯広市障害福祉計画（骨子案）につきまして説明がありましたが、皆様

のご意見や考えなどについてお伺いしたいと思います。まず、前回のように18歳以上の障害者に関することと18歳未満の障害児に関するこの2つに分けまして、お伺いさせていただき、最後に、全体を通してお伺いしたいと思います。

それでは最初に、障害者に関することで何か皆様からご意見等ございますでしょうか。

○委員

62ページの課題のところで、様々な課題をあげていただいていますが、4番目の福祉施設から一般就労へ移行するための必要な支援の継続がございます。その前の地域生活を維持していくために必要な相談支援体制等の整備や障害者等の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた支援体制の整備のところでは細かな項目が上がっているのですが、この4番目に関しましては、福祉施設から一般就労へ移行するための必要な支援の継続という大きな柱の項目しかのっていません。福祉施設から一般就労へ移行するためには、福祉事業所の部分だとか様々なことが入っていると思うが、そのところの細かい支援体制について書いていただけないのでしょうか。

○事務局

2番目の項目の相談支援体制の整備には書いてございますけれども、福祉施設から一般就労への移行については詳細がないというご指摘でございますが、就労継続A・Bの就労支援についてサービスが伸びていることから、このサービスの見込み量をきっちりと見込んでいきたいと思っています。福祉施設と言いますのは、入所ではなく通所の方のサービス提供から一般就労へ移行するための支援を継続していくということでございます。

○委員

一気に一般の入所施設から一般就労へとひとくくりに考えて一行で表しているのかと思いました。ただ、私も就労事業所を運営していますが、いろいろな課題を持ちながら障害を持った方たちの日常生活を少しでもよくしようと努力しているところでございます。様々な課題があるところ、支援体制が一行だけで終わりなのはさみしいなあと思いました。

○事務局

アンケートの中に、サービスの量とか質ですかそういったこともございますけれども、計画の原案のところでもう少し詳しく肉付けしてお示ししてまいりたいと考えております。

○委員

よろしくお願ひいたします。

○部会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

これから32年までのすばらしい具体的な福祉の支援体制が整っていくのを読ませていただき、また聞かせていただきました。この中に、たとえば、アンケートの57ページにワンストップサービス、ワンストップの相談窓口が書かれています。また、61ページのまとめの「次に、相談支援体制に着目したい。」からつづく文章に「ワンストップ窓口」について書いてありますが、ワンストップサービスについて皆それぞれ捉え方が全然違うと思います。ワンストップサービスというと、何かの主訴に対して答えていくというのがワンストップサービスだと思うでしょうが、年齢が高くなれば高くなるほど、就労の問題を含め医療、福祉のこと、家族関係や高齢になると介護の問題などたくさんある。家族の背景などを考えると家族には子どももいるしお年寄りもいます。そうしたことを考えるとワンストップサービスというのは簡単なものではない。ワンストップサービスの定義とは何か、ワンストップサービスを別の言い方にすると総合窓口かと思うが、国からでている文章のあっちこっちに総合相談という耳ざわりの良い言葉がでてくるが、中身の定義がない。それぞれの相談者には背景がいっぱいある。こうした背景をきちんと知り、それに答えられるサービスを伝えていくようにしていかねばならない。こうしたワンストップ窓口があれば良いと思うが、この計画の中でどのように考へているか聞かせていただきたい。

○事務局

ありがとうございます。今お話をいただきました「耳ざわりのいい」言葉ではあります
が、確かに定義のないということだと思います。ただ、私どもの保健福祉部には、総合
相談窓口としまして、順番にいいますと保護課、障害、高齢、介護といった窓口を並べ
て設置しています。そこだけでは足りない窓口として国保ですか、その他、子育て、
教育があります。そう言った相談がいっぺんにできる体制があるのは理想として確かに
あると思います。これにつきましては、物理的に全て一箇所で済むという窓口は、実際
にはかなりハードルが高いと思います。ただ、保健福祉部の窓口に来た際には、なるべ
く一箇所で済むように、移動に困難のある方については、極端な場合、国保についてで
したら国保の担当者に来てもらって説明してもらうとか、それが無理であれば相談窓口
の者が国保の方へお連れして聞くなど、いろいろな相談を抱えた方がご不便にならない
よう、支援しながらソフト的な対応をしていかなければ、ハード面で1箇所でというと
難しい部分もありますのでそう言ったことで、対応を考えいかなければいけないと考

えているところでございます。回答になっておりますか解りませんが、ハード面で足りない部分はハートで補うということでいきたいと思います。以上です。

○委員

ワンストップサービスというのは全部の相談窓口があるというのではなくて、相談したことに対して1つ1つ答えていける体制づくりのことです。相談窓口が1箇所にあることは良いことです。いずれにしても是非、体制を整えていって欲しい。

○部会長

ほかに障害者に関することでご意見、ご質問はありませんか。

○委員

私は民生委員ですが、民生委員の役割の範疇に「障害者をサポートする」という役割がありますが、専門的知識を持っているわけではありませんので、障害者をサポートできるかというと現実的には出来ないと思っています。ただ、我々も出来ることはしていきたいと考えています。49ページにあります災害時の避難についてですが、一人で避難できないとか時間がかかるなど、そうした障害のある方や高齢者の方がいらっしゃると思いますが、帯広市から障害者の情報を民生委員に流してくれないんですね。個人情報の問題とかいろいろ難しいこともあるとは思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○事務局

いつもこの課題が出てくるのですが、今、災害指定時の要援護者避難支援というものがございまして、町内会で自助、共助、公助のうち、共助の部分を担っていただいて個別支援計画を作ることにご賛同いただいたところにつきましては、個人情報を提供して、個別の災害時支援計画を作ることをお願いしています。今3,000弱の支援をお願いしますという方に対しての個別支援計画がまだ、1割程度しか出来ていない現状がございますが、どうしても個人情報のハードルがございまして民生委員の皆様にどこにどんな障害者の方がいらっしゃるか個々の情報を確かに提供できない状況でございます。このハードルを越えるための見通しは立っていない状況でございます。防災担当部局、総務部になりますが、それから民生委員につきましては社会課が所管しておりますが、ここに壁を取っ払ってこうしたいという答弁が正直、できないところでございます。

○部会長

ほかにご質問はございませんか。

○委員

これは子どもの方にも関わることだと思いますが、レスパイトのためのサービスについて何か所かありますが、お年寄りから子どもに至るまで自分の家で生活したい場合、誰に一番負担になるかと言えば家族の方なんですね。この方達に対してどんなサービスがあるのか、ここにいろいろ書いてございますが、もう少し明確に書いていただいた方がいいかなと思う。これがないと在宅サービスができない方がいっぱい出てくる。この辺についてお聞かせ下さい。

○事務局

レスパイトは、ご家族の負担を和らげるためのサービスでございますが、一番は短期入所があります。日中系のサービスとしまして、生活介護や日中一時支援事業ですとか障害のある方が過ごす場所を提供できることで、その間の通所している間に、介護しているご家族の方がレスパイトされるものです。それから児の方にいきますと親御さんが働くためにご利用することもございますが、同じように障害のある子どもさんが日中過ごす場を提供することで、ご家族の方が就労したり、介護疲れがとれると言ったサービスがいくつかございます。このサービスの需要の方も伸びてきてございますのでサービスの見込み量をこれから計画の原案でお示ししますけれども十分なサービス量が確保されるような見込みを考えていきたいと思っております。

○部会長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。それでは、一度障害児の方に移りましてあとでまた、全体に通じましてご質問を受けたいと思います。次に障害児に関することでご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

骨子案の7番の一番下のところで子育て一般施策を含めたサービスの提供体制等を計画的に確保すると書かれていますが具体的にはどのようなことですか。

○事務局

子育て一般施策とは、保育所や幼稚園でしたり、それから地域子育て支援センターや一時保育などです。どなたも利用するような子育て支援も利用しやすい体制を整えていきたいと思います。障害児支援としての通所支援を幼児さんから小学生、中学生、高校生まで利用されるようになってきています。必要な方に計画的に利用できるような体制がとれるようにしていきたいと考えているところです。

○部会長

ほかに障害児に関わることに対してありませんか。

○委員

61ページの下段の方にこのアンケートに答えた方の半数の方が差別や嫌な思いを経験したことがあると回答しています。その中で、普及・啓発が継続した課題であると記載されていますが、共生社会と言われている中で、既存のものを利用しながら地域生活を互いに気持ちよく過ごすために施策として、帯広市は児童のうちから障害をどう伝え、障害者への理解、教育を進めて行くのか考えをお尋ねしたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。アンケートの結果を見まして、本当にいろいろな声がありました。たとえば、親子で外出している時に回りの人から「見るんじゃない」と声をかけられたとか当事者としては厳しい現状が個々にまだまだあるとアンケートを拝見して感じたところです。保育園では、重度のお子さんも日常的に入所し、保育園の子どもと一緒に保育されております。どの子も同じように育つ場が形づくられていますが、そうしたことが他の場でも広がっていくことが大事かと思います。それから、「こんなことを言われたりされたりすると嫌なんだよ」という情報も発信していかなければいけないと思ったところです。皆さんのご意見を伺いながらそのところに力を入れていきたいと思ったところでございます。

○部会長

ありがとうございます。ほかにございますか。

今日、校長会からも来ていますが、今のお話を聞いて何かございますか。学校現場でどのように対応されていますか。

○委員

ケースバイケースで、一言で申し上げられませんが、たとえば通常学級にも支援を要するというか、おそらく障害を持っておられるであろうお子さんがいますが、教員の方から診断を受けるように勧めても、なかなか受けに行ってくれない家庭もあれば、積極的に自分のお子さんについて周りに働きかけて考えてもらおうとするご家庭もあり、本当に一言では言えないと思っております。ただ、小さい時からの障害を発見するようなシステムが整ってきているので、本当に障害者といいますか特別支援学級に通う子どもが増えてきていますが、それは、昔はいなかった訳ではない。今は、障害があると認めて支えていくシステムが整ってきているからではないかなと感じているところです。

○部会長

ありがとうございます。市役所から何かありますか。

○事務局

学校現場というところでは、全学校に特別支援学級があり、帯広は体制としては良い状態が整ってきていると思います。僻地の学校でも対象のお子さんがいるとそうした学級を開設するなどきめ細やかな対応をとられていますし、重度の医療的ケアの必要なお子さんのいる学級も2学級あるというところでは、整備されてきていると考えております。

○部会長

ほかに全体をとおして何かご意見等はありませんか。別になければ、本件につきましては、以上で終わらせていただきます。

(3) その他

○部会長

その他、事務局よりお願ひいたします。

○事務局

今後の予定と情報提供としまして、ヘルプマークについて当日配付しました資料について説明させていただきます。

まず、今後の予定ですが、合同部会におきまして、一昨日それぞれ通常部会がございました際にご案内の文章を送付してございますが、12月26日火曜日の午後7時から市役所10階第5A会議室において計画原案につきましておはかりいただきたいと思います。その後の予定ですが、厚生委員会に計画原案を報告いたしまして、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施してまいります。その後、2月にパブリックコメントの結果及び最終計画案を通常部会とは別に合同部会を開催させていただきましてご報告、説明してまいりたいと考えております。お忙しい中、恐縮ですがよろしくお願ひいたします。

次に情報提供についてでございますが、お手元の当日配付のヘルプマーク配付ガイドラインをご覧ください。これは北海道で定められたガイドラインの必要なところを抜粋してございますが、表紙を開けまして1ページにヘルプマークがございます。このヘルプマークでございますが、初めて見る方もいらっしゃれば、ご存じの方もいらっしゃると思います。義足や人工関節を使用している方、内部障がいのある方、または、発達障がいの方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的とし

てございます。

形態としましては、1ページ目に詳細な規格が書いてありますが、ヘルプマークを持つことで支援を必要とすることを知らせることが出来て、周囲の方に支援や援助を促すことができます。今、現物をお回ししておりますのでご覧いただきたいと思います。

使用方法ですが、ストラップを利用して、鞄等につけて使用します。常時つけてもいいですし必要な時にも結構です。それから、付属のシールがございまして裏面にちょっとした支援していただきたいことなど周囲の方に伝えたい情報や配慮等の内容を記入することができます。

ヘルプマークを身に着けた方への配慮の例ですが、もともとこのヘルプマークは東京都の方で何年か前にスタートしたものでございます。東京都が運行する地下鉄がございますが、公共機関で席を譲る際、提示することで譲りやすくなると普及が始まりました。特に外見では解りにくい障害をお持ちの方にお使いいただくように広まっております。また、駅や商業施設等で声をかける等の配慮が求められます。それから、もちろん災害時、安全に避難するための支援についても意思表示が可能かと思います。

次に、ヘルプカードについて説明します。3ページをご覧下さい。こちらはもっと書き込めるものが多くなっていて、キャッシュカードと同じサイズのものです。開きまして住所、氏名、生年月日、障害名や病名、かかりつけの医療機関、連絡先が第1、第2と書けるようになっています。

使用方法ですが、必要な時に提示して配慮をしてもらいたい時にお使いいただきたいと思います。

4ページの3番にヘルプマークの配付についてございますが、これは北海道が10月中に北海道全体で取り組んでいこうと各市町村に10,000枚を人口比率で配付されています。帯広市には500枚、先月届きましたが、ここには詳しくは書いてございませんが、広報1月号に掲載いたしまして、1月4日から配付を開始したいと考えております。配付する窓口につきましては、市役所1階の障害福祉課、2階の高齢者福祉課、保健福祉センター1階にあります障害者生活支援センター、子育て支援課のそれぞれの窓口で配付させていただきます。配付対象となりますのは、義足や人工関節を使いの方、身体、精神、知的、発達障害、あるいは内部障害のある方、難病の方など外からは解りにくい障害をお持ちの方などです。それから、妊娠初期の方、ここには書いてございませんが、加えて高齢で支援の必要とする方など、こういった方々に配付してまいります。急遽なことでしたので、広報1月号ではありません紙面が確保できないかもしれません、周知をしていきたいと思います。それから、ヘルプカードにつきましては、市のホームページそれから北海道のホームページにアップされております。基本的には、ダウンロードしてご自分で印刷してお使いいただければと思っています。もちろんこのヘルプマークを配布する窓口でもいくつか用意してまいりたいと思います。

配布の方法ですけれども、一番最後のページに申込書をご用意してございますが、こ

の申込み用紙を使いまして、お名前、年齢、性別やどんな障害があるのか○をつけていただく簡単なものとなってございます。当初、私どもの方では、身体障害者手帳などそう言ったものをご持参いただいて確認して渡そうと考えておりましたが、北海道の方でそいった確認が必要ないとのことでしたので、妊娠初期の方、ご高齢の方を含めまして、各自証明する書類を必要とせず、申込書をもって配付していきたいと考えております。

この取り組みは、全国で少しづつ広がっております。東京都以外に北海道の札幌市でも10月19日から本格運用が始まっています。本州の方では京都府などいろいろなところでひろがっております。京都府のガイドラインを見ますと漫画でヘルプマークを紹介する冊子があります。今日は用意していませんが、その漫画のストーリーとしましては、女子高生がバスで通学する際に、バスの中で辛そうにしている同じ女子高生が立って吊革につかまっている。何かわからないマークが鞄につけて立っているのを目にするんですね。席を譲ろうかどうか迷っていて、声をかけても「ほっといて下さい」と言われたらどうしようという心の葛藤が生じます。そうした中で、学校にいって「今朝こんなことを見た」とクラスメートに話した時に「それはヘルプマークというんです。それは、支援を求めているサインです。」とたまたまヘルプマークを知っていた同級生から聞くんですね。その後、この女子高生は、次にこのヘルプマークを付けた人を見た時に「何かお手伝いすることはできませんか」と意思表示ができたというストーリーとなっています。このヘルプマークはこのようにお使いいただければと帯広市でも配付してまいりたいと思います。広報1月号でご紹介していきますので、皆様にもどうぞお見知りおきいただきたいと思います。それから肝心なのが、このマークを見た方がどんな支援をすればよいか周知することでございます。もちろん、市役所内部では12月中に「これを見たらこのような配慮をして下さい」と通知を出します。それから、差別解消部会を昨年8月に立ち上げてございますが、その構成メンバーの中にJR帯広駅さん、商工会議所、バス、ハイヤー業界の方々など民間の方にも入っていただいていますので、そうしたところにも周知をして配慮のお願いについて周知してまいりたいと思っております。以上でございます。

○部会長

只今のヘルプマーク・カードにつきまして何かご質問はありませんか。

○委員

明日民生委員の理事会が午前中にあるので資料を配付したいと思うが可能か。

○事務局

この資料でしたら大丈夫です。社会課の事務局の方に渡しておきます。

○委員

配付対象として妊娠初期に限定されておりますが、中期以降は見た目で分かるだろうという趣旨かと思いますが、中期以降でも見た目で分からぬ方もいらっしゃいますので、対象を妊娠初期に限らなくともよろしいのではないかと思います。

○事務局

文章にはそう書いてありますが、ご希望される限り妊娠初期に限らず配布してまいります。

○委員

妊娠が終わったら返してもらうのですか。

○事務局

使い終わったら返却するように配付する時に説明はしませんが、お使いになった方が自動的に戻して来た時には、再利用しても構わないとQ & Aに書かれていますので、そういう対応をしてまいりたいと思います。

○部会長

疾患については、全国統一ですか。今妊娠している方がマタニティマークを付けたり、人工関節の方が病院で作られたマークをお持ちになったりといろいろなところで様々な対応をされている。

○事務局

東京都の方でデザイナーを使ってデザインしていくとして、厳格な企画が定められています。今のところ全国的に東京都のものを使うのであれば、東京都に申請しまして使用することになっています。対象となる疾患につきましては、東京都の場合はもっと幅広く、欲しい方には、申請書もなく配付しているそうです。極端な場合、「骨を折って怪我したから辛いです。」と言う方にも配っているそうです。北海道のヘルプマークの場合もQ & Aには、配るようには書かれています。

○委員

北海道から追加でもらうことはできないのか。

○事務局

北海道から本市への配付は500枚で、後は市町村で購入することになり追加がくるものではありません。その後につきましては、配付の状況ですとか実績をみながら予算

措置を考えていきたい。

○部会長

配付する方の住所などを確認して配付するのか。

○事務局

申込書には住所の欄がございませんが、「帯広市民ですね」と確認して配付したいと思います。十勝管内の清水町さんには30枚というように市町村の人口割で配付されています。まずは、帯広市の住民の方に配っていくことを考えております。

○部会長

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

<質問等なし>

3. 閉 会

それでは以上をもちまして、本日の合同部会を閉会いたします。長い時間にわたりましてご協力いただきありがとうございました。お疲れ様でした。